

栃木税務署の所得税の申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成20年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の相談及び受付を以下のとおり実施します。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	「栃木商工会議所大ホール」(栃木市片柳町2-1-46)	
開設期間	2月16日(月)～3月16日(月)	2月16日(月)～3月12日(木)
受付時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後3時

土・日・祝日は開設していません。

開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っていません。(開設期間以外は税務署が会場となります)

現金納付の窓口業務は行っていません。

会場の駐車場は混雑が予想されますので、お車での来場はご遠慮ください。

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書などを作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。(所得税の確定申告書、消費税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書、贈与税の確定申告書などが作成できます。)

また、「確定申告書等作成コーナー」を利用いただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により自宅等から電子申告(e-Tax)することもできます。ぜひご利用ください。

e-Taxのご利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書取得(手数料が必要です) ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

電子証明書(公的個人認証サービス)は、住民が安心してインターネットを通じ国や地方の行政機関行う電子申請・届出等行政サービスを受けるために利用するもので、住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード(住基カード)を入手し、申請書等を提出して取得できます(発行手数料として、住基カード 500円、電子証明書 500円が必要です)

住基カード、電子証明書に関する問い合わせ先 下野市市民課 ☎40-5556

さらに便利で使いやすく！ご利用くださいe-Tax

国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)

添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

贈与税及び個人事業者の消費税・地方消費税の申告(確定申告)と納税は正しくお早めに

平成20年分贈与税の申告と納税は、2月2日(月)から3月16日(月)までです。

納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができないときは、申請により担保を提供して5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税がかかります。

また、平成20年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(火)が申告と納付の期限となっています。(振替納税をご利用いただく場合の振替日は4月27日(月)です。)

必ず期限内に正しい申告と納税をお願いします。

問い合わせ先 栃木税務署 ☎0282-22-1716